

島原地域広域市町村圏組合消防職員の服制等に関する規則

昭和47年9月7日規則第9号

改正	昭和50年3月20日規則第3号	昭和52年4月28日規則第1号
	昭和53年2月10日規則第2号	昭和54年6月23日規則第1号
	昭和61年3月25日規則第1号	平成3年10月8日規則第3号
	平成10年11月10日規則第7号	平成14年6月13日規則第1号
	平成17年10月12日規則第5号	平成25年9月1日規則第4号
	令和元年9月25日規則第5号	令和5年9月4日規則第16号

(目的)

第1条 この規則は、消防職員の服制並びに消防職員に支給及び貸与する物品について必要な事項を定めることを目的とする。

(服制)

第2条 消防吏員の服制は、消防吏員服制準則（昭和42年消防庁告示第1号）の定めるところによる。ただし、消防長が特に必要と認めた場合は、服制の内容を一部変更することができる。

(給与品及び貸与品)

第3条 消防吏員に支給する物品（以下「給与品」という。）の品目、員数及び使用期間は、[別表第1](#)のとおりとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、員数を増減し、又は使用期間を伸縮することができる。

2 消防吏員に貸与する物品（以下「貸与品」という。）の品目は、[別表第2](#)のとおりとする。

3 消防吏員以外の職員の給与品及び貸与品については、島原地域広域市町村圏組合事務局職員被服等貸与規程（昭和55年島原地域広域市町村圏組合訓令第1号）を適用する。

(新たに職員となった者の給与品)

第4条 新たに消防吏員となった者には、[別表第1](#)に掲げる員数欄のかつこ書の数の給与品を支給する。

(返納)

第5条 消防職員が転職又は離職したときは本人、死亡したときはその者の遺族は、貸与品をすみやかに管理者に返納しなければならない。

2 消防職員が転職又は離職したときは、使用期間の満了しない給与品をすみやかに管理者に返納しなければならない。ただし、給与品で管理者が金銭をもって返納することが適当と認めるものについては、当該給与品を調製したときの価格を使用期間の月数で除した額に使用期間の残余の月数を乗じて得た金額を返納することができる。

3 次の各号の一に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、使用期間の満了しない給

与品を返納しないことができる。

- (1) 死亡又は公務傷病により退職したとき
- (2) 定年により退職したとき
- (3) 前各号に定めるもののほか、管理者が必要があると認めたとき
(報告及び弁償)

第6条 消防職員が使用期間の満了しない給与品及び貸与品を紛失し、又はき損したときは、その理由を文書をもって管理者に報告しなければならない。

- 2 前項の紛失又はき損が、本人の故意又は重大な過失による場合は、消防長が定める金額を弁償しなければならない。

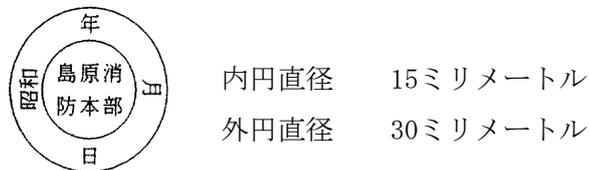
(使用期間の計算)

第7条 給与品の使用期間は、給与品を支給する日の属する月から起算し、月をもって計算する。

- 2 第5条の規定により、すでに返納された給与品を支給する場合における当該給与品の使用期間の計算については、返納以前に使用された期間を通算する。

(検印)

第8条 給与品及び貸与品を支給するときは、その給与品及び貸与品に次に掲げる検印を押印するものとする。ただし、品物の性質により検印を押すことができないものについては、この限りでない。



(物品台帳)

第9条 消防本部総務課長は給与品台帳 ([別記様式1](#)) 及び貸与品台帳 ([別記様式2](#)) を備えて、常に給与品及び貸与品の現況を明らかにしなければならない。

(委任)

第10条 この規則の施行について必要な事項は、消防長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過規定)

- 2 この規則施行の際、現に給貸与中の被服等は、この規則により支給されたものとみなす。

附 則 (昭和50年3月20日規則第3号)

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年4月28日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則（昭和53年2月10日規則第2号）

この規則は、昭和53年3月1日から適用する。

附 則（昭和54年6月23日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年3月25日規則第1号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成3年10月8日規則第3号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成10年11月10日規則第7号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に支給されている給与品の使用期間については、なお従前の規定による。

3 この規則の施行の際、現に貸与中の貸与品のうちこの規則に規定する貸与品目については、この規則の規定により貸与されたものとみなす。

附 則（平成14年6月13日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年10月12日規則第5号）

（施行期日）

1 この規則は、平成17年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に支給されている給貸与品については、なお従前の例による。

附 則（平成25年9月1日規則第4号）

（施行期日）

1 この規則は、平成25年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に支給されている給与品については、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月25日規則第5号）

この規則は、令和元年9月25日から施行する。

附 則（令和5年9月4日規則第16号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に旧規則により貸与されている安全帽は、新規則により支給された給与品とみなす。

別表第1

品目	員数	使用期間	摘要	
冬 帽	1個(1個)	7年		
アポロ 帽	1個(1個)	3年		
安 全 帽	1個(1個)	3年		
冬 服	1着(1着)	7年		
夏 服 (長袖上衣)	1着(1着)	5年		
夏 服 (半袖上衣)	1着(2着)	4年		
夏 服 (ズボン)	1着(2着)	4年		
冬 活 動 服 (上衣)	1着(2着)	5年		
冬 活 動 服 (ズボン)	1着(2着)	5年		
夏 活 動 服 (上衣)	1着(2着)	5年		
夏 活 動 服 (ズボン)	1着(2着)	5年		
冬 救 急 服	1着(1着)	5年	替衿付	
盛夏救急服	(長袖上衣)	1着(1着)	5年	替衿付
	(半袖上衣)			
盛夏救急服 (ズボン)	1着(1着)	5年		
冬 救 助 服 (上衣)	1着	5年		
冬 救 助 服 (ズボン)	1着	5年		
夏 救 助 服 (上衣)	1着	5年		
夏 救 助 服 (ズボン)	1着	5年		
防 寒 服	一 般 用	1着(1着)	6年	
	救 急 用	1着		
雨 衣	1着(1着)	6年		
シ ャ ッ ツ	ワ イ シ ャ ッ ツ	1枚(1枚)	4年	
	作 業 用	1枚(2枚)		
ネ ク タ イ	1本(1本)	4年		
手 袋	1双(1双)	3年		
作 業 手 袋	革 製	1双(1双)	2年	
	ケ プ ラ ー 製	1双(1双)	4年	
バ ン ド	制 服 用	1本(1本)	6年	
	救 急 用	1本(1本)		
	活 動 服 用	1本(1本)		
短 靴	1足(1足)	4年		
編 み 上 げ 靴	1足(1足)	4年		
ヘ ッ ド ラ イ ト	1個(1個)	4年		

使用期間の計算については、着用しない期間についても通算する。

別表第2

貸与品

品 目	摘 要
防 火 帽	○
救 助 帽	特
略 帽	○
冬 救 急 帽	○
盛 夏 救 急 帽	○
防 火 衣	○
救 助 服 (冬)	特
救 助 服 (夏)	特
救 助 用 ベ ル ト	○
防 火 長 靴	○
毛 布	○
枕	○
階 級 章	○
え り 章	○
消 防 手 帳	○

○印は個人貸与

特は特定職員のみ貸与

別記様式1

給与品台帳

(消防吏員用)

職員番号

品目	階 級		氏 名					採 用 年 月				
	使用期間	年 度	年 度	年 度	年 度	年 度	年 度	年 度	年 度	年 度		
											支 給 月 日	支 給 月 日
冬 帽	7	年	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
ア ポ ロ 帽	3	年	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
安 全 帽	3	年	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
冬 服	7	年	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
夏 服 (長袖上衣)	5	年	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
夏 服 (半袖上衣)	4	年	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
夏 服 (ズボン)	4	年	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
冬活動服 (上衣)	5	年	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
冬活動服 (ズボン)	5	年	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
夏活動服 (上衣)	5	年	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
夏活動服 (ズボン)	5	年	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
冬 救 急 服	5	年	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
盛夏救急服	(長袖上衣)	5	年	/	/	/	/	/	/	/	/	
	(半袖上衣)			/	/	/	/	/	/	/	/	/
盛夏救急服 (ズボン)	5	年	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
冬救助服 (上衣)	5	年	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
冬救助服 (ズボン)	5	年	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
夏救助服 (上衣)	5	年	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
夏救助服 (ズボン)	5	年	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
防 寒 服	一 般 用	6	年	/	/	/	/	/	/	/	/	
	救 急 用			/	/	/	/	/	/	/	/	/
雨 衣	6	年	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
シ ャ ッ ツ	ワ イ シ ャ ッ ツ	4	年	/	/	/	/	/	/	/	/	
	作 業 用			/	/	/	/	/	/	/	/	/
ネ ク タ イ	4	年	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
手 袋	3	年	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
作業手袋	革 製	2	年	/	/	/	/	/	/	/	/	
	ケ ブ ラ ー 製	4	年	/	/	/	/	/	/	/	/	
バ ン ド	制 服 用	6	年	/	/	/	/	/	/	/	/	
	救 急 用			/	/	/	/	/	/	/	/	/
	活 動 服 用			/	/	/	/	/	/	/	/	/
短 靴	4	年	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
編 み 上 げ 靴	4	年	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
ヘ ッ ド ラ イ ト	4	年	/	/	/	/	/	/	/	/	/	

別記様式2

貸与品台帳

(消防吏員用)

職員番号	氏名						採用	年月日						退職	年月日						
品目	階級	消防士			階級				階級				階級				階級				
	昇任	年月			昇任	年月			昇任	年月			昇任	年月			昇任	年月			
	数量	規格	貸与年月日		数量	規格	貸与年月日		数量	規格	貸与年月日		数量	規格	貸与年月日		数量	規格	貸与年月日		
防火帽			//			//			//			//			//			//			//
救助帽			//			//			//			//			//			//			//
略帽			//			//			//			//			//			//			//
冬救急帽			//			//			//			//			//			//			//
盛夏救急帽			//			//			//			//			//			//			//
防火衣			//			//			//			//			//			//			//
救助服(冬)			//			//			//			//			//			//			//
救助服(夏)			//			//			//			//			//			//			//
救助用ベルト			//			//			//			//			//			//			//
防火長靴			//			//			//			//			//			//			//
毛布			//			//			//			//			//			//			//
枕			//			//			//			//			//			//			//
階級章			//			//			//			//			//			//			//
えり章			//			//			//			//			//			//			//
消防手帳			//			//			//			//			//			//			//